

# 開発許可等の申請手数料

※胎内市手数料条例（平成 17 年 9 月 1 日）より

## 1 開発行為許可申請手数料（都市計画法第 29 条第 1 項、第 2 項）

開発区域の面積 (ha)	予定建築物が自己の住居の用に供されるもの (自己居住用)	予定建築物等が自己の業務の用に供されるもの (自己業務用)	その他 (非自己用)
0.1 未満	8,600 円	13,000 円	86,000 円
0.1 以上 0.3 未満	22,000 円	30,000 円	130,000 円
0.3 以上 0.6 未満	43,000 円	65,000 円	190,000 円
0.6 以上 1 未満	86,000 円	120,000 円	260,000 円
1 以上 3 未満	130,000 円	200,000 円	390,000 円
3 以上 6 未満	170,000 円	270,000 円	510,000 円
6 以上 10 未満	220,000 円	340,000 円	660,000 円
10 以上	300,000 円	480,000 円	870,000 円

## 2 開発行為変更許可申請手数料（法第 35 条の 2 第 1 項）

変更理由	手数料	
(1) 設計変更	開発区域の面積に応じ上記表に規定する額の 1/10 新たに編入される土地の面積に応じ上記表に規定する額	(1)、(2)、(3)の額の合計額（ただし 870,000 円を超えない範囲とする。）
(2) 新たな土地の開発区域への編入による変更		
(3) その他の変更	10,000 円	

## 3 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第 42 条第 1 項）

1 件につき	26,000 円
--------	----------

## 4 開発許可を受けた地位の承継の承継申請手数料（法第 45 条）

承認申請の種類	<input type="radio"/> 自己居住用、 <input type="radio"/> 自己業務の用(1.0ha 未満)	<input type="radio"/> 自己業務の用(1.0ha 未満)	<input type="radio"/> 非自己用
手数料	1,700 円	2,700 円	17,000 円

## 5 開発登録簿の写しの交付手数料（法第 47 条第 5 項）

用紙 1 枚につき	470 円
-----------	-------

## 6 開発行為又は建築等に関する証明書の交付手数料（都市計画法施行規則第 60 条）

300 円
-------